

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°505
2013・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

2000年の悪夢、再び？—一少年法「改正」の要点と反対の声の広がり…………… 佐藤香代
明日の自由を守る若手弁護士の会、結成！…………… 神保大地
法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の「基本構想」の背景と
「改革」理念の批判的検討（上）…………… 立松 彰

ロースクールの実情と法曹養成

「法科大学院」を経験して／法科大学院制度の見直しを…………… 久野由詠・井上健人
『原発と人権』ネットワーク「発足—原発のない社会をめざして」…………… 海部幸造
2012年度第4回拡大常任委員会（群馬）を開催…………… 青法協弁学合同部会
□〈オブショナルツアー〉「栗生楽泉園を訪ねて—10年ぶりの再会」
□〈地元企画〉「若い弁護士に伝えたいこと—ハンセン病問題を通して」
「復興～法律家は何をなすべきか」—第15回人権研究交流集会…………… 阿部 潔



「0310原発ゼロ☆大行動」の会場で

二〇〇〇年の悪夢、再び？

少年法「改正」の要点と反対の声の広がり

東京 佐藤 香代

1 いま議論されている少年法「改正」とは？

二〇一三年一月二十八日、法制審議会少年法部会
は、少年法改正要綱の取りまとめを行い、あとは
国会での可決を待つばかりとなっている。その中
身は、少年法の理念に相反する重大な問題を含む
ものでありながら、あまり市民に知られていない。
今回の少年法「改正」の骨子は、以下の通りで
ある。

① 少年審判に国選付添人が選任される対象
事件の範囲を、被疑者国選対象事件と同範囲（死
刑、無期、長期三年以上の懲役・禁錮の罪）まで
拡大すること。

② 非行事実の認定に必要な場合に、検察官
が立ち会うことができる対象事件についても、①

と同範囲まで拡大すること。

③ 少年の刑事事件の処分について、無期刑を
もって処断すべき時の有期刑の上限について二五
年とされていたところを二〇年に引き上げること、
有期刑をもって処断すべき時の上限について二〇
年とされていたところを二五年に引き上げること。

2 少年法「改正」の問題点

(1) 国選付添人制度拡大と「一体」として
議論される検察官関与拡大

前記の要綱のうち①の国選付添人制度拡大は、
少年審判における子どもの権利を拡充するもので
あることに疑いはなく、歓迎されるべきと言える。

特に、日弁連は、かかる改正を勝ち取るべく、
二〇〇七年一月、人権擁護大会で「全面的な国
選付添人制度の実現を求める決議」を採択し、大

人の国選弁護人と同様に、国民の権利として付添
人の選任を保障するよう国に求める運動を提起
し、その後、全国各地で運動を展開し、少年の付
添人選任率を大きく上昇させてきた。こうした運
動の経過もあって、日弁連としては、この機に何
とか国選付添人制度拡大を実現したいところであ
ろう。

ただし、今回の少年法「改正」は、国選付添人
制度拡大が単独で導入されるのではない。それと
「一体」の制度であるかのようにして、検察官関与
対象事件も、国選付添人制度の対象事件と同範
囲（＝被疑者弁護対象事件と同範囲）にまで大幅
に拡大されようとしているのである。

(2) 少年法の理念と矛盾する検察官関与

しかし、そもそも、少年審判における付添人の
選任と検察官の関与は、論理的に一体の制度では

ない。すなわち、審判廷での少年の発言を保障して自発的な更生を期待する少年法の理念に照らし、付添人の選任権はこれに整合するものとして、当初から法定されていた。これに対し、検察官関与はかかる理念を損ない、刑事処罰化をもたらすものであるとの理由で、法制定以来禁止されてきたものである。

こうした少年法の理念との抵触に加えて、少年審判では、成人の刑事裁判では当然のルールである予断排除の原則や証拠法則がない。この点からしても、少年審判は、現行制度においてすでに少年に不利な状況で進められているのであり、ここに検察官が関与することの弊害は明らかである。

(3)二〇〇〇年「改正」により限定的に導入された検察官関与

このような問題にもかかわらず、二〇〇〇年の少年法「改正」では、重大事件に限定されて検察官関与が導入されてしまったわけであるが、この二〇〇〇年の法改正も、易々と実現したものでない。

当時の法務省は、有期刑の定めが「長期三年を超える」犯罪（すなわち、今回の改正案と同範囲）を検察官関与の対象とする法案を提出していたのである。しかし、この法案は、市民・弁護士会が結集し、少年法の理念を守るべく大きな反対運動

を展開したことにより、廃案に追い込むことに成功した。その後、残念ながら、議員立法により、対象範囲を大きく後退させた内容で検察官関与制度が限定的に導入されたのであった。

そして、恐れていた通り、現在の限定的な制度の下においても弊害は生じている。いわゆる大阪地方裁判所所長襲撃えん罪事件では、少年の訴えを認めて家裁が不処分決定をしたのに対し、検察官がこれを不服として抗告受理の申立をしたため、えん罪が晴れるまで四年半の歳月を要した。これは、検察官関与が導入されていなければ生じえなかったものである。

もし、今回諮問されている「改正」案が成立すれば、その本質は、市民の力で後退させた二〇〇〇年の法務省案が二三年の歳月をかけて成立したとさえ言える。

(4)少年に対する厳罰化

また、今回の少年法「改正」における少年の有期刑の上限引き上げが、これまでになされた成人の懲役刑上限引き上げと連動したものであることは明らかといえる。しかし、大人の五年と子どもの五年は、まったく意味が異なるのであり、この違いを無視した一律の議論は、少年法の理念に反する。

もし一六歳の子どもが、二〇年服役することになれば、社会で暮らした時間より、刑務所で暮ら

した時間の方が長くなる。心身の成長が最も著しい時期に長期間社会から隔絶された子どもが、社会に戻ってきたときの社会適応の困難は容易に想像できる。ひとりの社会人として自立することが不可能となれば、再び犯罪者となるしかなくなる恐れが大きく、このような厳罰化には、少年犯罪を抑止する効果も期待することができない。

3 人権の拡充と制約をセットとした法案をどう考えるべきか

今回の少年法「改正」の本質的な問題は、前記のように、子どもの権利を拡充する制度と「一体」として、子どもをますます追い詰める制度が導入されようとしていることである。

こうした相矛盾する制度を、あたかも一体のものとして取り上げて、一度に導入しようとする進め方は、検察官関与や厳罰化に対する正当な批判を封じかねない。

現に、法制審少年法部会が取りまとめを終えた日、日弁連会長は、「当連合会は、この要綱（骨子）が速やかに法案化され、国会で可決・成立し、少年法改正が実現することを望むものである」などと語る談話を発表した（二〇一三年一月二八日日弁連会長談話）。ここでは、今回の少年法「改正」に含まれる深刻な理念の後退と、それがもたらす危険性については、ほとんど触れられることがな

かった。

4 弁護士・研究者有志・市民による

反対の声の広がり

こうした少年法「改正」の動きに対し、疑問を感じる弁護士・研究者の声が高まっている。

二〇二二年九月には、少年法「改正」に反対する弁護士有志の会が立ち上がり、各地で子どもの人権に携わってきた二六名の弁護士が呼びかけ人

となつて、「少年法改正案に対する緊急意見書」を發表し、さらに、全国各地の少年法や子どもの人権に関する研究者一九名が呼びかけ人に名を連ねた。

さらに、有志の会は、法制審少年法部会の採決に際する日弁連執行部の対応に関し、法案の危険性を十分に訴えることを放棄し、可決を急いだ点について「世論形成責任の自覚を欠く」として、二〇二二年一月三日付けで抗議聲明を發表した。

二〇二二年九月發表の緊急意見書は、国会にも提出していく予定である。さらなる広がりにより、ご支援・ご協力をお願いしたい。

【少年法改正案に対する緊急意見書(二〇二二年九月發表)】
<http://yuushinokai.hatenablog.com/>

明日の自由を守る若手弁護士の会 結成！

ご協力をお願いします

東京 神保 大地

三月の拡大常任委員会でも紹介させていただきましたが、あらためて、ご報告とご協力をお願いをさせていただきます。

ます。デフレ脱却のためにデフレの原因となった低賃金の是正を経済界に求めるといふ、ごくごく当たり前の行動です。メディアで大きく取り上げられ、高く評価されています。

他方で、秘密保全法や国家安全保障法についての報道はほぼなく、ましてや憲法改正の話題は大

手全国紙やテレビではまったく聞かれません。

このままでは、多くの国民が、自民党の「日

本國憲法改正草案」の内容やその危険性を知らないまま、「テレビでは安倍さんががんばっているみたいだから、安倍さんのいる自民党に投票

最

近のテレビニュースを見ると、毎日のように安倍首相の「活躍」が報道されてい

しよう」という状況が起こりかねません。そうなった場合、憲法改正が選挙の争点になることなく、自民党（及び自民党の改憲案に賛成しうる議員）だけで衆参両議院の三分の二以上の議席を獲得してしまい、自民党のめざす改憲が実現されかねません。

こ のままではまずいと思った私たちは、自民党草案に反対するという一致点のみで連帯できる運動を起こそうと、この団体を立ち上げました。

私たちは、いわゆる護憲派の方々だけではなく、これまで改憲に無関心だった方やいわゆる保守層の方もふくめて、この一致点で共闘していきたいと考えています。そうしなければ、護憲派といわれてきた政党が国会の場から締め出されつつある現状を変えられないと思っていますからです。

そして自民党草案の危険性からすれば、このような活動が十分可能だと確信しているからです。

そ こで、私たちは、自民党草案の内容とその危険性を分かりやすく解説する四つ折りパンフレットや、立憲主義をわかりやすく説明する紙芝居の作成を進めています。みなさんがこの記事を読まれているころには、すでにこれらは完成しているかもしれません。

さ らには、本年三月三〇日の総会（中央大学駿河台記念館で開催）を経て、講師派遣、著名人アピール、憲法学者アピールなど、多彩な活動を全国津々浦々で展開していきたいと考えています。講師派遣については、当会の会員が全国各地で講師をさせていただいていますし、複数の憲法学者の方から応援のメッセージをいただくなどしています。地方紙の記者に注目されるということもありました。

【peaceloving.lawyer@gmail.com】あつに氏名・所属事務所・期・メールアドレス登録用アドレスをメールいただくだけです！
また、経験豊富な先生方には、そのご経験やお知恵をお貸しいただき、加えて（恐縮ですが）経済的なご支援をいただけませんか。全国規模で活動を行うためには、宣伝物の作成配布にしても、相当の原資を要してしまいます。参院選のある夏までに大きな運動を作り上げるには、時間がありません。迅速にかつ効果的に運動を展開するためにも、是非とも、物心両面からのご支援をよろしくお願いいたします。

と はいえ、この運動はまだまだ小さなものです。私たちの講演を聴かれた方は、有権者の二万分の一にも満たないですし、会員自体も、対象者である五一期以降の弁護士のみならず一パーセント程度です。

これから、もっと多くの方に働きかけて、もっと大きな運動にしていくためには、現状の人数では到底足りません。会員になっていただいたか

らと違って、すぐに仕事を振られるわけではありませんが、会費をとられるわけでもありません（会費は無料です！）。ただ、社会に大きな影響を与えるためには、ぜひとも多くの先生方に会員になっていただいて、インパクトのある活動を行っていききたいと思います。なお、入会方法は

【Twitter】 https://twitter.com/asuno_jiyuu
【Facebook】 <http://www.facebook.com/asunojiyuu>
【ブログ】 <http://www.asuno-jiyuu.com/>

〈振込先〉
りそな銀行赤坂支店
普通預金 1779592
明日の自由を守る若手弁護士の会

法制審議会 「新時代の刑事司法制度特別部会」の 「基本構想」の背景と「改革」理念の 批判的検討(上)

司法改革問題対策委員会 立松 彰

法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下、特別部会という)は、二〇一三年一月二十九日「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下、「基本構想」という)を取りまとめた。「新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針やそのための具体的方策の在り方について一定の方向性を得るに至った」という。

しかしその内容は、取調べの部分的な可視化と被疑者・被告人の防御権への若干の強化策付与の下で、通信傍受の拡大、会話傍受の導入、司法取引、検察官の公判立証の負担軽減等々の捜査機関の権限の拡大・強化や被告人の虚偽供述の排除の立法化等によって、わが国の刑事司法手続を大きく変質、変容させるものとなっている。

そこで、「基本構想」の背景と問題点について、取り急ぎ本号と次号の二回に分けて検討する。本号では主に「基本構想」の概要と背景を中心に、次号では「改革」の理念と具体的内容を批判的に検討する。なお、本稿は、三月一日の第四回常任委員会(群馬)における報告レジュメに加筆、修正を加えたものである。

1 「基本構想」の概要

「基本構想」が検討課題とした「具体的方策」は多項目に及ぶが、目的や機能からみて、次のよう

に整理することができよう。

なお、検討事項とされた具体的方策のうち「具体的な検討を行う」として制度化を確定したものに○印、「採否も含め検討する」とされ未確定のものに△印、また、「結論を得ることができなかった」と等とされて制度化が見送られたものに×印を、それぞれ付した。

(ア) 被疑者取調べの録音・録画制度

× 全面的な可視化(全ての事件の全過程)

○ 部分的な可視化(録画場面と対象事件等を限定)(二つの制度案を念頭に検討)

(イ) 被疑者・被告人の防御権・弁護権の強化策

× 弁護人の取調立会権

○ 被疑者国選弁護制度の対象を勾留された全ての事件に拡大

△ 勾留と在宅の間の中間的な処分を設けること

△ 身柄拘束に関する指針規定を設けること

△ 公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官保管の証拠目録等一覧表を交付する仕組みを設けること

△ 当事者に公判前整理手続に付する請求権を与える仕組みを設けること

(ウ) 捜査機関の権限の拡大、強化

△ 司法取引制度の導入(刑の減免制度、協議・合意制度、刑事免責制度、証人保護プロ

グラムの導入(エ)にも関連)

○ 通信傍受の拡大(対象犯罪の拡大、手続の簡略化)

△ 会話傍受の導入

(エ) 公判審理における検察官立証の負担軽減(簡略化)

○ ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

△ 被害者等の捜査段階供述の録音・録画媒体の公判利用

○ 証人の情報(氏名、住所等)の秘匿化の拡大

○ 自白事件の簡易迅速な処理手続の導入

(オ) 「司法妨害」的行為への対処策

○ 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶に係る罪の法定刑の引上げ

○ 勾引要件の緩和

○ 証拠隠滅罪等の法定刑の引上げ

△ 被告人の虚偽供述に対する制裁を設けること

2 法制審議会への諮問の趣旨は何か

(1) 法制審への諮問の内容

法制審議会への諮問の契機が検察不祥事にあつたため、諮問の内容も可視化問題や取調べの適正化等が中心になると思われていた。

ところが、特別部会が取りまとめた「基本構

想」は、取調べの録音・録画に關し「部分的な可視化」にとどめる一方で、新たな捜査手法の拡大を大々的に提言したことなどから、捜査機関の「焼け太り」とも酷評された。

では、法制審には何が諮問されたのであろうか。二〇一二年五月一八日に法務大臣から法制審へなされた諮問の内容は、次のとおりであった。

「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」

(2) 一体として諮問された「可視化」と「捜査手法の拡大」

趣旨の分かりにくい諮問ではあるが、同年六月六日開催の法制審総会において事務当局は諮問の趣旨を次のように説明する。少し長いが引用する。

「諮問におきましては、検察の在り方検討会議における議論の経過に鑑み、当審議会において特に御議論を頂きたい事項として主なものを二点挙げております。

その一は、取調べ及び供述調書に過度に依存し

た捜査・公判のあり方の見直しであります。この

点に關し、検察の在り方検討会議の提言においては、新たな時代の捜査・公判への移行のため必要となるものの例として、供述人に真実の供述をする誘因を与える仕組みや、虚偽供述に対する制裁を設けてよりの確に供述調書を収集できるようにすること、客観的な証拠をより広範に収集する仕組みを設けること、実体法の見直しを行うことなどが議論されたところであります。また、平成二

二年二月から、国家公安委員会委員長におかれましても、外部有識者からなる「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」を開催されており、新たな捜査手法等について議論がなされているところでもあります。当審議会におかれましては、これらの議論をも踏まえ、捜査・公判のあり方を見直すため必要となる制度等につき幅広く御議論を頂きたいと存じます。

その二は、被疑者の取調状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入であります(以下、略)」

(3) 諮問の「露払い」役をつとめた「検察の在り方検討会議提言」

このように、「捜査手法の拡大」も可視化問題と一体として諮問されている。諮問の契機とされた「検察の再生に向けて」(検察の在り方検討会議提言)自身が「捜査手法の拡大」を検討課題としてい

たのであるから、当然とも言える。

また、前記説明からも明らかのように、「検察の在り方検討会議」では、「捜査手法の拡大」だけでなく、「基本構想」の「具体的方策」に盛りれることになる検討項目も議論され、そのうえで、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度の構築」を提言するのである。つまり、右「提言」は今回の諮問の「露払い」役をつとめたことになる。

3 「新たな刑事司法制度の構築」

(1) 政権交代の光と影

このように、今回の諮問は、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」による「新たな刑事司法制度の構築」をテーマ(検討課題)としているが、このような諮問内容に至った大きな要因は、全面可視化をマニフェストに掲げた民主党政権の誕生であると思われる。

民主党は全面可視化法案を参議院で可決させており、衆院選に向けたマニフェストでも全面可視化を掲げていた。警察は日常的にも行き過ぎた取調べや自白の誘導、強要等の問題をかかえ、検察は一連の検察不祥事による特捜部の廃止され議論される組織の危機をかかえ、こうした時期の政権

交代であった。法務・検察や警察の官僚たちの危機感は想像にかたくない。

(2) 「一体改革」としての「検察司法」の再生と強化

法務・検察としては、全面的可視化は阻止しなければならず、また、部分的可視化の制度化は避けられないとしても、その条件として捜査機関の権限の拡大、強化、そして検察組織の立て直し(再生)が急務であった。ここに「一体改革」が必要とされた。

政権交代前の二〇〇九年六月、森英介法務大臣は衆院決算行政監視委員会において、「司法取引とか、広範な通信傍受やおとり捜査とか、強力な捜査手段と一つのパッケージとして総合的な検討が必要」(東京)と答弁しており、可視化と捜査権限の拡大・強化は一体ととらえられていた。そして、検察の再生をかけた構想が、「新たな刑事司法制度の構築」として検討されることになる。

4 法制審への諮問に至る経過

さて、その政権交代が実現する。二〇〇九年八月三〇日衆議院選挙で民主党が勝利し、九月九日には民主・社民・国民新党が連立合意し、九月二六日に鳩山由紀夫内閣が発足する。以後の動きを

見てみよう。

○09・9・17 中井洽国家公安委員長は就任記者会見において、全面可視化に関して、「治安を守る捜査当局に、例えばおとり捜査や司法取引などの(捜査手法上の)『武器』も持たしてあげなければならぬ」と発言(東京)。

○09・9・20 中井国家公安委員長は、おとり捜査や司法取引などの導入も視野に入れた修正法案づくりの必要性を示唆し、「来年の通常国会には法案の提出が難しい」との見通しを示した。また、可視化と同時に通信傍受法の対象拡大や条件緩和も検討に値すると発言(朝日)。

○09・10・1 千葉景子法務大臣は、取調べの可視化に関して、「マニフェストの一つであり、法案の骨格はすでに持ち合わせている。着実な歩みで実現に向けて取り組みたい」と発言(読売)。

○09・10・13 千葉法務大臣は、可視化問題について法務省内に勉強会を立ち上げる考えを表明。

○09・10 法務省内に政務三役を中心とする被疑者取調べの録音・録画に関する勉強会及び加藤法務副大臣を座長とするワーキンググループを設置。

○10・2 国家公安委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が発足(前田雅英座長外二名)

- 10・3・17 国会内に非公開で開かれた法務省の政策会議で加藤公一法務副大臣は、「残された課題を検討するには、少なくとも来年六月ごろまではかかる」と発言(朝日)。
- 10・6 法務省勉強会が中間取りまとめとして「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」これまでの検証状況と今後の取組方針を公表。国家公安委員長との協議を強調。
- 10・6・8 菅直人内閣の発足
- 10・9・10 郵便不正事件で村木厚子さんに無罪判決。
- 10・9・22 最高検が大阪地検特捜部前田主任検事を証拠隠滅罪で逮捕。
- 10・10・1 最高検が大阪地検特捜部の前正副部長を犯人隠避罪で逮捕。
- 10・11 柳田稔法務大臣の指示による「検察の在り方検討会議」の設置(座長 千葉景子)。
- 10・11・22 柳田法務大臣の辞任。仙石官房長官が法務大臣を兼務。
- 10・12・24 大林宏検事総長ほか検察トップの交代。最高検は郵便不正事件・証拠改ざん事件等に関し検証報告書を公表。
- 10・12・27 笠間治雄が検事総長に就任。
- 11・2・23 最高検が特捜部の一部の事件の録音・録画を三月一八日から試行すると公表。
- (11・3・11 東日本大震災発生)

- 11・3・31 「検察の再生に向けて」(検察の在り方検討会議提言)が江田五月法務大臣に提出される。
- 11・4・7 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」の公表。
- 11・4・8 江田五月法務大臣は、笠間検事総長に、特捜部による取調べの録音・録画を全過程でも試行するよう指示。これを受けて笠間検事総長は一部の事件で全過程の録音・録画を試行することを表明(東京)。
- 11・4・11 前田元検事に実刑(懲役二年六カ月)
- 11・5・18 江田法務大臣が法制審議会に諮問。
- 11・6・6 法制審議会総会で特別部会を設置。

5 特別部会の審議経過

このように、政権交代後は法制審への諮問に向けて急ピッチで事態が進み、法制審の特別部会の審議も急ピッチで進んでいる。

(1) 特別部会の構成は、委員二八名、幹事一四名であり、部会長は本田勝彦(日本たばこ産業(株)顧問)、部会長代理は椎橋隆幸(中大教授)である。

- (2) 第一回会議が二〇一二年六月二九日に開催され、以後 ②七月二八日、③九月二〇日、④二月二六日、⑤二月二九日、⑥二〇一二年一月八日、⑦二月二七日と続く。
- (3) 二〇一二年三月一六日の第八回会議において、「論点整理」が公表され、今後、「本日の第八回から第二回までの五期日」で「全論点を一通り議論」することとされた。
- (4) その後、⑨四月一七日、⑩五月二四日、⑪六月二九日、⑫七月三日、⑬九月一九日、⑭二月三〇日、⑮二月二日、⑯二月五日、⑰二月二五日と開催された。
- (5) 二〇一三年一月一八日の第一八回会議において「基本構想」(部会長試案)が検討される。この日の部会では、「村木厚子委員や弁護士の委員から全事件での全面可視化を原則とすべきだという反対意見が相次いだ」(東京)という。
- (6) 次いで、一月二九日の第一九回会議において、「基本構想」(修正案)が検討され、修正案のおとりに「基本構想」が取りまとめられた。なお、今後は二つの作業分科会において検討し、五月をめぐりに検討結果を部会に報告し、部会で審議し、その後作業分科会の更なる作業を経て部会で審議することとされた(「基本構想」は二月八日の法制審総会に報告された)。

ロースクールの実情と 法曹養成

二〇一二年二月に横浜で行われた常任委員会では、群馬支部の樋口和彦会員からアメリカの法曹養成制度の現状を踏まえた問題提起が出され、新六五期会員を中心に多数の若手会員から法科大学院における教育の現状について報告があるなど活発な議論が行われた。

常任委員会での活発な議論、とりわけ新六五期をはじめとする若手会員からの積極的な問題提起を受けて、法科大学院制度の問題に対する会内での議論をより活発化させていくことが必要であると感じている。

現在、政府が設置した法曹養成検討会議（座長…佐々木毅 学習院大学教授）においても、法科大学院について議論がされているところであり、青法協としても積極的に議論に参加する時期にきていると思われる。

法科大学院が発足して数年が経つが、いまだ多数をしめる旧司法試験世代に属する会員と法科大学院教育を受けた若手会員との認識のギャップを埋めるためにも、「青年法律家」紙上において法科大学院教育を経験した会員からの声を集めたこと考えている。
（司法改革問題対策委員会 戸館圭）

「法科大学院」を経験して

あいち 久野

由詠 よしえ

1 はじめに

私は、自分の通った法科大学院に対して感謝しており、三年間はかけがえのない大切な時期だったと胸を張って言えます。しかし、個人的感覚とは切り離して客観的に眺める

と、ただ目の前の期末試験、やがて挑む司法試験に向けて必死に勉強していただけだったのではないかとも思え、そのような現状は、多様で質の高い法曹を養成するという司法制度改革の目的にかなっているとは到底思えません。

以下、私が法科大学院制度に対して抱く

2 恵まれた環境

矛盾した思いを述べたいと思います。

私の通った法科大学院は、超少人数制だったため、教員と院生間の距離が近く、院生一人一人の特徴を教員がよく把握してくれており、きめ細やかな指導を受けることができました。先輩後輩間の垣根もなく、何でも相談でき、自主ゼミも盛んで、「皆で一緒に合格しよう！」という雰囲気がありました。また、各人にパソコンが貸与され、これからの時代に必須となる情報処理の授業が充実していましたし、刑事模擬裁判の履修が必修であったり、学内の付設法律事務所の企画する無料法律相談に院生が立ち会ったりなど、実

務に触れる機会も多く用意されていました。弁護士として働き始めて約二カ月ですが、仲間に励まされ刺激を受けながら、好きなだけ学ぶことのできる環境がいかに恵まれていたかを、今ひしひしと感じています。

3 問題点

しかし、前記のありがたみを享受できた背景には、多大な親の経済的負担がありました。他方、法科大学院は国からの補助金を

削られないようにするため、高い合格率を維持しようと、単位認定は非常に厳しいものでした。原級留置が続出し、法曹の夢を諦め、異なる道へ進む仲間を何人も見送りました。未修者であっても法学部から即進学した人ばかりとなり、人材の多様性が確保されているとは感じられませんでした。加えて、第三者機関による認証評価制度にも疑問を感じていました。教員は法科大学院自体の存続に直結する判定結果を極度に恐れ、カリキュラムがすぐに変更になったり、院生が望む指導

を大学院側が拒否したりといった現象が生じており、認証評価制度は院生にとっては弊害しかない介入だと思っていました。志望者激減により法科大学院の統合・淘汰が進めば、今まで以上に大学院間の競争が激化し、院生のため、ひいては国民のための法曹養成という目的が見失われてしまわないか、強く危惧しています。

法科大学院制度の見直しを

あいち 井上 健人

私は、二〇〇七年、未修者枠で法科大学院に入学し、二〇一〇年に同大学院を卒業しました。法科大学院制度をすべてを否定することはできません。しかし私は、基本的に

は同制度は失敗であったと考えています。法科大学院制度には、特に二つの大きな問題があると思います。一つは、法科大学院を卒業しなければ司法試験の受験資格がもら

えず、しかも受験年数・回数が制限されていることです。もう一つは、法科大学院に通うには多額の費用がかかるということです。私はこれら二つの問題が法曹の質と量の低下を招く大きな要因となっていると思います。

私の法科大学院時代の同期には、社会人経験を経て法科大学院に入学された方々が何人かいました。その中には非常に魅力的な人柄やキャリアを持った方々がいましたが、結局、その方々は授業について行けず自主退学したり、卒業はしたものの試験を受けずに再就職していきました。司法試験の合格のためには、一部の例外を除いて、ある程度時間

をかけることが不可欠です。そうすると、合格率が高いのは、大学の学部時代から法律の勉強をして既習者として法科大学院に入學した人という結果になります。大学時代から試験に向けた勉強をしてきた人と、まったく法律を勉強してこなかった他学部出身の社会人経験者が、「法科大学院卒業後五年以内に三回の受験」という制限の下で競争すれば、後者によほどの知力があるような例外的な場合を除き、後者が負けることは明らかです。

最近、未修者コースの募集人数を減らし、既習者コースの募集人数を増やした法科大学院が多くあると聞きます。一定程度の合格者数を確保しなければ、法科大学院は潰れます。ですから、法科大学院が既習者を多く求めることは法科大学院が生き残っていく上で仕方ないことだと思います。このような結果になることを法科大学院制度の設計者は予想できなかったのかと疑問に思います。多様な人材を多く確保したいのであれば、少し長い年数がかかっても働きながら勉強できた以前の制度が優れているのではないのでしょうか。法科大学院制度は、結果として、法曹をめざす人間の母数を減らす方向に働いたと思えません。

また、法科大学院の授業料は高額で、国立大学でも年間八〇万円程度はかかります。そうすると、卒業するまでに授業料だけで二四〇万円はかかるといふことです。このことも、法曹をめざす人間を減らす要因となっていると思います。働きながら法科大学院を卒業することは不可能なことではないかもしれませんが、卒業しても司法試験に合格する力をつけていられるのは、よほど能力のある人だと思えます。合格者が増えたとはいえず、司法試験がそこまで容易な試験になったとは思えません。

以上より、私は、法曹の質と量を向上させるために、法科大学院制度は見直されるべきではないかと考えます。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

『『原発と人権』ネットワーク』発足

原発のない社会をめざして

東京 海部 幸造

1 「『原発と人権』ネットワーク」の 発足〜一月二五日記念企画

「『原発と人権』ネットワーク」が二団体の参加で発足し、二〇一三年一月二五日、発足を記念する集会「原発のない社会をめざして」が、東京・渋谷の青山学院大学で開かれた。各団体関係者のほか、新聞などで知って駆けつけたという一般の参加者も多く、会場の定員を超える約一〇〇名が参加した。

豊田誠・公害弁護団連絡会議顧問の挨拶に続いて、ルポライターの鎌田慧さんの「核支配体制からの脱却―原発はなくすことができる」と題した記念講演が行われた。

引き続き、ネットワーク事務局長の海部よりネットワークができるまでの経過と課題を報告したあと、脱原発弁護団全国連絡会から河合弘之代表、福島原発被害弁護団から米倉勉弁護士、「生業を返せ、地域を返せ」福島原発事故被害弁護団から川岸卓哉弁護士がそれぞれの活動状況について報告、海渡雄一弁護士から脱原発をめぐる政治・国会情勢などについて報告がされた。最後に会場から、現地・楢葉町から現在いわき市に避難中の浄土宗宝鏡寺・早川篤雄さんが「被害の全体をどう語つたらいいかわからないが、いまま思えば、原発の爆発は、よくぞ四基で止まってくれた、と

思う。続いて起きていても不思議ではない。こうしたことが繰り返されてはならない」と訴え、内容的にも大変充実した企画となった。鎌田さんの講演内容については「法と民主主義」二・三月合併号をご覧ください。

2 発足の経緯〜「『原発と人権』全国 研究・交流集会in福島」(二〇一二年四月)

福島第一原発事故からそろそろ二年を経過するが、いまだに約二六万人もの人々が避難生活を強いられ、家に帰れないでいる。原発事故は、目に見えない放射能で山も川も海も汚染し、自然と人間の生活をすべて破壊し、いまだに収束の見通しは立たない。

前記の二団体は実行委員会を結成して、事故から一年を経過した二〇一二年四月七日・八日の二日間、福島大学を会場にお借りして、「『原発と人権』全国研究・交流集会in福島―人間・コミュニティの回復と原発のない社会を目指して―」を開催した。

この「研究・交流集会」には、全国から五四〇名を超える人々が集まり、幅広く問題を捉え、考え、議論し合つて、実りの多い集会となった。法律家・自然科学者・社会科学者・医師・ジャーナリスト、そして市民の、ジャンルを超えた協働が発揮する力とその必要性をあらためて認識させら

れた。

実行委員会では、この全国研究・交流集会の「分科会記録・報告集」を作成するとともに、討議を重ね、この集会の成果を踏まえて、実行委員会に参加した二団体を中心に、恒常的な「『原発と人権』ネットワーク」を結成しようということになった。分野を超えた相互の交流・情報交換をより緊密かつ恒常的に行うとともに、原発問題に関心を持つ広範な市民に幅広い情報発信ができる体制を創ろうというのである。

3 「ネットワーク」のめざすものと活動

(1) 「『原発と人権』ネットワーク」は、福島第一原発事故のもたらした広範で多様な被害と人権侵害・コミュニティ破壊からの回復、完全賠償、そして原発のない社会をめざして、前記の各分野の情報、運動等についての最新情報を集約・交換し、発信し合うことにより、ジャンルを超えた大きな連帯と協力の輪を作っていくというものである。また、広く市民にこうした情報を受けつつも、さらにもっとにより、運動の拡がりに資する活動をめざすものである。

(2) そのために、「『原発と人権』ネットワーク」名でホームページを立ち上げた。

このホームページは、いま原発に関わって、どんな運動や訴訟が進められているのかなど、各団

体の最新情報を集約・交換し合うとともに、広く市民に発信することをめざしている。そのために、各参加団体にそれぞれ自分の分野の情報発信を受け持つってもらうことにしている。

「脱原発訴訟」(脱原発弁護団全国連絡会) / 「被害者訴訟」(「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団・福島原発被害弁護団) / 「原発の基礎知識」(日本科学者会議・反核法律家協会・国際法律家協会) / 「原発と核兵器」(反核法律家協会)。そのほかブログで、「原発関連ニュース」(JCJ)、イベント情報、コラム(各団体持ち回り)を予定している。

それぞれ情報をアップしてもらうとともに、すでにホームページを持っている団体とはリンクし、まだホームページを持っていない脱原発訴訟や被害者訴訟には、大いにこの場を活用していただきたいと考えている。

(3) さらに、第二回「原発と人権全国研究交流集会」を二〇一四年四月に福島で開催したいと考えている。この「ネットワーク」が母体となりつつも、さらに多くの団体の参加を呼びかけて別途実行委員会を作っていくことになる。

4 どうぞ「協力・ご利用・ご支援」下さい

まだまだ、ホームページもやっと立ち上げたばかり。これから内容を充実していかなければなら

ない。ぜひご協力・ご利用・ご支援のほどをお願いいたします。

また、昨年(二〇一二年)の「『原発と人権』全国研究・交流集会」分科会記録・報告集も、やっと発刊にこぎ着けた。一日目の全体会における被害者・首長の皆さんの報告を三五分にまとめたDVDの附録付き。こちらも全体会の記録を特集した「法と民主主義」二〇一二年八・九月合併号とともに、大いにご購入・ご活用頂きたくお願いいたします。

(「『原発と人権』ネットワーク」事務局長)

◆「『原発と人権』ネットワーク

ホームページ

<http://genpatsu-jinken.net/>

参加団体

- 自由法曹団 / 全国公害弁護団連絡会議 / 日本科学者会議 / 日本国際法律家協会 / 日本ジャーナリスト会議 / 日本反核法律家協会
- 日本民主法律家協会 / 脱原発弁護団全国連絡会 / 「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団 / 福島原発被害弁護団
- 青年法律家協会 弁護士会合同部会

憲法改正阻止の取り組みを！

——法制審議会「基本構想」にも注視

二〇一二年度第四回拡大常任委員会が、三月一日・二日、草津市・中沢ウイレッジで開催された。参加者は三支部四七名。会議では、各地の取り組みが報告され、憲法課題、司法改革問題、修習生支援などについて活発に討議された。

一 司法改革問題

1 増員問題・法曹養成制度について

本部司法改革問題対策委員会の立松彰会員から、法曹人口増員問題・法曹養成制度に関連して、法科大学院制度の見直しに関する議論状況について報告がなされた。

法科大学院制度については、若手とベテランで認識に大きな違いがあり、今後共通認識を持つ必

2 裁判員制度の問題

要がある。機関紙「青年法律家」に若手会員の実体験を掲載予定であることが紹介された(別掲)。

次いで、裁判員制度の問題について、法務省における裁判員制度に関する検討会で程なくとりまとめが出されること、それが出された段階で青法協として何らかの意見表明を予定しているとの報告がなされた。

また、大阪高裁で二〇一三年二月二六日に発達障害の被告に対する懲役一四年の軽減判決が出さ

れたことを受けて、裁判員に量刑判断をさせることの問題についても触れられた。

3 法制審議会の動向

次いで、法制審議会の動向と、「新時代の刑事司法特別部会」が公表した「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」について詳細な報告がなされた。

同部会発足の発端は、検察不祥事を契機として取調べの適正化が問題となったことである。日弁連は取調べ全過程の可視化を要求したが、捜査機関サイドからの強い抵抗があった。結局、二〇一三年一月二九日の会議で取りまとめられた基本構想は、取調べの可視化は部分的なものにとどめ、逆に通信傍受の拡大、会話傍受の導入、司法取

引、自白事件の簡略化などといった捜査権限の拡大・強化を図るものとなり、捜査機関の「焼け太り」とも評されている。しかし、諮問の契機となつた「検察の在り方検討会議提言」自体がこれらの手法を提案していたのである。

今後はこの基本構想に沿つて查段段階と公判段階とを分けて具体的な方策を議論するとされているが、基本構想に沿つた制度の導入は、わが国の刑事司法制度の変質、変容をもたらすおそれがあることが報告された。

報告を受け、菅本麻衣子会員（東京）は、一般市民はもつと知らない、市民運動との連携の必要性を訴え、また、少年法の国選付添と検察官関与の問題について、日弁連が反対できない背景として、日弁連の財政基盤の脆弱さを指摘した。

斉藤匠会員（群馬）からは、今後、群馬の会員としても刑事司法問題について議論していかなければならないと決意が述べられた。

二 国際委員会の準備状況について

原和良会員（東京）から、六月の総会に向けて国際委員会の設立準備及び設立趣意について報告がなされた。

人権問題は一国内だけで語ることはできない（国境を越えた人権問題）。また、在日朝鮮人問題

や外国人研修生問題など、在日外国人の人権問題も青法協として重要な活動分野である（国内での人権問題）。これら時代の要請を受けとめ、既存の国際人権を扱う法律家団体と協力・共同を広げながら、青法協にしかできない活動を考えたいとのことである。

たとえば、これまでも、アジアの先進国として公害規制問題でたつたノウハウを知りたいと日本の法律家へ要請がきたことがあり、こういうときに交流を広げていく受け皿となることが考えられ、一例だが、青法協として新しい役割を担うことができるのではないかと意見を述べられた。

現在、設立準備のためのメーリングリストがたちあがっているの、関心を持っている方は参加してほしいと呼びかけた。

三 修習生・法科大学院・学生支援

本部修習生委員会の嶋田彰浩会員から、本部における修習生・法科大学院・学生支援状況について、次のとおり報告が行われた。

六五期の修習生部会員は全員が二回試験に合格し、入所先が確定した。そのうち四名が修習生委員会へ加入した。

六六期修習生部会は、原発問題や基地問題の企画を検討している。就職支援として、四月二三

日午後三時から、東京支部の事務所以外のすべての事務所を対象にした事務所説明会を開催する予定である。また、若手後継会員が少ない地域で「青法協キャラバン」と題し、若手会員を増やす企画を計画中である。

東京では、九月一八日に合格祝賀会、二月一四日に四団体事務所説明会を予定している。

法科大学院生を対象に、三月二三日に過労死問題、四月二七日に掘越事件に関する勉強会を開き、同日に新人弁護士による司法試験の合格法講座と題して司法試験の勉強法をアドバイスする。

各支部独自で就職ガイダンスを開いたり、修習生に対し集団訴訟をアピールする場を設定したり（北海道）、ランチ会を開いたり（大阪）、修習生を囲む集い（福岡）を開いたりするなど、修習生歓迎企画を開催している。法科大学院生や修了生に対して弁護士を紹介する学生ゼミを開催しつながら持っている支部もあった。

四 給費制違憲訴訟

新六五期の緒方蘭会員（東京）、尾崎彰俊会員（京都）、久野由詠会員（あいち）、松尾素会員（東京）から、給費制の意義や訴訟の準備状況などについて報告がなされた。

原告は新六五期弁護士約二二〇名。貸与制の



もとで初めて修習を受けた弁護士である。久野会員、尾崎会員が当事者代表となり、代理人には約三七〇名の弁護士が名を連ねており、宇都宮健児弁護士、渡部容子会員が代理人の共同代表をしている。

次いで、尾崎会員、久野会員および松尾会員により、貸与制の下での司法修習について語られた。法科大学院卒業時点ですでに借金を背負い、こ

れから再び借金をしなければならぬ。親に連帯保証人になつてもらうのが辛いと言った。

久野会員は、事情により貸与を受けなかった。貸与制は、経済的側面だけでなく、借金をしたくないという思想・良心を侵害していると述べた。

松尾会員は、制度としての司法修習がどうあるべきかを主張していかなければ国民の支持を得られないのではと述べた。困っている人のために時間を割かなければならない、ある意味自分の利益を守るための運動にどこまで時間を割くべきかと迷いを持っているという。

また、種田和敏会員（東京）が給費制問題の現状とからめて、訴訟について報告した。

現在は貸与制を前提として、自宅から通えない者など、修習生間での不公平を是正する方向の議論がされている。貸与制が追認されている現状で本訴訟を起爆剤としたいと述べた。

新六五期の声を聴くとやはりおかしいと思うはずである。被害者として声をあげられる新六五期がしっかりと声を上げれば、パブリックコメントにも取り上げられるきっかけになる。国がどういう考えかも書面に出てくるという。

これから提訴という段階であり、先輩から大いに意見を頂戴したいとのことであった。

この後、訴訟について、本訴訟の意義についてより厚く述べた方がいいのではないか、貸与制の

不合理性についてより詰めなければならないなどの意見が出された。

北村栄会員（あいち）から、奨学金の問題と貸与制の問題とリンクさせたらどうかという意見が出された。

一日目の最後に、地元企画として「若い弁護士に伝えたいこと——ハンセン病を通して」をテーマに^{こたはら} 笹雄二氏が講演した（別掲）。

五 憲法課題

1 改憲問題

本部憲法委員会委員長の大山勇一会員から改憲問題について、次のような報告が行われた。

二〇二二年二月衆議院総選挙が行われ、安倍内閣が発足した。支持率は約六〇パーセント前後であった。現在も高い支持率が続いている。この支持率の高さは、「アベノミクス」に対する期待であると考えられる。しかし自民党の政策は経済問題だけではない。二〇二二年、自民党は、「日本国憲法改正草案」を発表しており改憲の方向に向かっている。この草案の前身は「自衛隊を国防軍化する」とや、「憲法改正条件の緩和」、「国民に憲法順守義務を課すこと」などである。

自民党の圧勝といわれるが、自民党は二九万

票下げている。得票を下げたにもかかわらず、自民党が議席の上では圧勝したことで、小選挙区の問題点が浮き彫りになった。自民党が圧勝したからと言って、国民自身が改憲を支持したわけではない。先に述べたように安倍内閣の支持率が高い理由は経済回復に対する期待の表れである。一方で自民党は維新の会との連携を模索しており、改憲に向けての新たな連合を否定できない状況である。

安倍首相自身は憲法改正推進本部に出席し、改正草案を浸透させる方針を確認した。また、アメリカに行き日米共同声明をだして、TPPへの参加を表明し、日米同盟の絆が強まったと述べた。さらに改憲草案のような憲法であれば、拉致問題は起きないと発言した。

青法協は、憲法を守るために作られた団体なので、憲法改正を阻止するためにがんばろうと提起された。

2 明日の自由を守る若手弁護士会

続いて、神保大地会員（北海道）から、次の報告があった。

二月の選挙では、結論としては自民党が票は減らしたものの、議席の上では圧勝であった。その後テレビでは、安倍首相の政策を肯定する報道がなされている。この報道を踏まえると参議院選

挙では、今回の選挙と同じ結果になることが予想される。そうすると、改憲が現実化する恐れがある。そこで、改憲をさせないために、「明日の自由を守る若手弁護士会」を立ち上げた。この会の一致点は、自民党の改憲草案に反対するという一点のみである。同会員は改憲を許さないために今後もっと自民党の改憲草案の問題点を広めていきたいと決意を述べた。

3 桜宮高校事件声明

大前治会員（大阪）から桜宮高校事件と議長声明「児童と生徒が尊重され、体罰のない学校づくりを求める議長声明」（別掲・二月二〇日執行）について次の報告があった。

二〇一二年二月、大阪市立桜宮高校の生徒が体罰を受けて自殺した。大阪市の橋下市長は、自ら体罰を容認してきた責任を棚に上げ、「体罰と向き合わなかったのが問題。体罰の許容範囲を示すべき」と述べ、「体罰を許してきた生徒や保護者も悪い」として入試の中止を求めた。これを受けて作成した議長声明には三つの視点がある。

「教育改革」（公教育の解体縮小、「特色ある学校づくり」の名の下の競争と統制強化）のテコとして桜宮高校が利用されている。

第二に、この運動には慎重さが必要である。橋下批判を叫ぶだけでは、「体罰教師を守ろうとしているのか」と誤解される。橋下氏の戦略は巧妙である。そこで議長声明は、善意で橋下氏を支持する人でも共感できる内容から語り始めている。体罰は「違法だからダメ」のではなく、子どもの心身にいかに悪影響を及ぼすかを述べている。教師と生徒の人的ふれあいを通じて成長発達を促すところに教育の本質があることを説いている。そこを出発点にしたので、後半で桜宮高校の現状や橋下氏の言動を批判する文章に説得力が出る。

第三に、法律家だけの運動とせず、この議長声明を多くの人に読んでもらいたい。

さまざまな意見をもつ生徒や保護者の気分・感情に配慮して、強引な押し付けではなく、「上から目線」でもない形で意見表明をしたい。議長声明は精神科医師や教育学者の見解もふまえており、同校のスクールカウンセリングが不十分だという事実も紹介した。大阪支部ホームページに掲載すると、「初めて知った」と感想が寄せられ、ツイッターとフェイスブックで拡散されている。

最後に、この議長声明について事後承認の提案がなされ、承認された。

六 第一五回人権研究交流集会

二〇一四年三月二日・三日に開催予定の第一五回人権研究交流集会の準備状況について上野格会員から、次の報告があった。

全大会のテーマは原発問題ではなく、震災の復興そのものについて取り上げることになっている。場所は、検討中である。実行委員長は、四四期の

菊地修会員である。内容は、パネルディスカッションと講演の二つを検討中である。二日目の分科会は会員に自主的に企画してもらいたいと呼びかけた。

七 第四四回定時総会開催のための

議決など

二〇一三年度の弁学会合同部会第四四回定時総会

を、六月二十九日(土)・三〇日(日)に三重で開催するとして招集すること、本常任委員会で提案されている総会議案の骨子案を成文化した上で総会に先立って会員に配付して全国討議に付すことが確認され、閉会となった。

(文責 中冢将文・尾崎彰俊)

オプショナルツアー 栗生楽泉園を訪ねて 一〇年ぶりの再会

京都 尾崎 彰俊

私

が弁護士を志したのは、高校生のころでした。そのころは、まだ漠然と法律を使う職業に就きたいと思う程度の気持ちしかありませんでした。その後、立命館大学に進学し、一年生の夏休みにフィールドワークで栗生楽泉園を訪れました。その時に杉原信二弁護士と笹雄二さんのお

話を聞き、言葉では言い表せないほどの人権侵害が行われていたこと、その人権侵害に対して全力でたたかい続けている方々がいることを知りました。それまで、漠然と弁護士になりたいと思っていただけでしたが、お二人の話聞き「二度とこのようなひどいことが起きない社会をつくりた

い！」「そのために弁護士になりたい！」という思いがとて強く大きくなりました。

笹

さんは、「裁判が終わってもたたかいは終わらない」「裁判が終わってからのたたかいは始まる」といわれていました。その時すでに「重監房の復元」のための運動が始まっていました。私は大

学に戻り、学内で重監房復元署名にとりくみました。多くの学生に笹さんの話を直接聞いてもらいたいと、京都へ来ていただき講演会をしました。私の出身は岡山県です。県内の瀬戸内市に長島愛生園というハンセン病療養所があります。母が長島愛生園の方と交流があり、お腹の中にいるころから長島愛生園に通っていたわけですから、ハンセン病の問題とはとても深い関係があります。

栗

生楽泉園を大学時代に訪れてから一〇年がたちました。それから、紆余曲折を経まし



上、楽泉園の案内図の前で説明する上野格会員／下、重監房跡

たが、二〇二二年二月に弁護士になることができ
ました。あの時、笹さんや杉原弁護士の話を聞
き弁護士の役割や社会正義の実現のためにたか
うということや学ばなければ、途中で挫折してい
たと思います。なので、今回の常任委員会は杉原
先生や笹さんに再会できることがとても楽しみで
した。

オブショナルツアーでは、園内を見学し上野弁
護士から裁判闘争についての説明がありました。

また、資料室で笹さんから「なぜ楽泉園では混
浴なのか？」などのお話がありました。

園内見学をしてみて感じたことは、昼間なのに
とても寒かったということです。真冬の夜には、
マイナス二〇度まで気温が下がります。昼間とは
比べ物にならないほどの寒さです。それにもかか
わらず、当時、重監房では暖房もなく毛布一枚し
か渡されませんでした。とても考えられないよう
なことが平然と行われていました。

その重監房が復元されることになった経緯につ
いても笹さんからお話がありました。一〇万八〇
〇〇筆の署名を集めて厚労省へ提出したことがと
ても大きかったそうです。運動の力や署名の重さ
というものをあらためて感じました。自分が大学
生の時に集めた署名が少しでも力になったことで
とてもうれしい気持ちになりました。

今回のオブショナルツアーで、栗生楽泉園を訪
れることができ自分が弁護士を志した原点を振り
返ることができました。

今 改憲勢力が国会の多数を占めて改憲の恐れ
がある状況です。この状況にSTOPをか
けるためにも、新人弁護士ではありますが、憲法
学習会の講師を今日までに四回行いました。憲法
が変わると人権侵害が公然と行われる危険があり
ます。再び、ハンセン病問題のような人権侵害を
起こさないためにも全力で改憲をSTOPさせる
ためにがんばっていきたいと思います。

署名にご協力を

菊池事件の再審請求を求める署名

[http://www.5b.biglobe.ne.jp/~naoko-k/
kchishomei.pdf](http://www.5b.biglobe.ne.jp/~naoko-k/kchishomei.pdf)

第4回拡大常任委員会(群馬)

地元企画

弁護士は社会の医師、人権の医師 若い弁護士に伝えたいこと

——ハンセン病問題を通して

講師 谷 こしたま 雄二氏

青

法協弁学合同部会第四回常任委員会が、二〇一三年三月一日・二日の両日、群馬県吾妻郡草津町にて開催された。

群馬支部の地元企画として、元ハンセン病違憲国家賠償全国原告団協議会会長代理で、草津町にある栗生楽泉園の入所者自治会副会長の笹雄二さんに、「若い弁護士に伝えたいこと——ハンセン病問題を通して」というテーマで、お話ししていただいた。

ハ

ンセン病に関する法律は、明治七年に制定された「癩予防二関スル件(癩予防法)」が最初である。全国五カ所に作られた療養所の管理者は、当初は警察であったが、後に医師に代わっている。当時は、放浪患者の救済・取り締まりの意味合いが強かったため、家庭が裕福であると家

に帰す措置もとられていた。ところが、一九三三年に癩予防法が改正されると、全患者を療養所に強制的に入所させる政策(強制隔離政策)がとられるようになり、国立療養所が次々に作られた。栗生楽泉園が作られたのは、その翌年の一九三三年のことである。

同時期、社会情勢としては「無癩県運動」が起こっている。これはハンセン病患者を摘発し、ハンセン病患者施設に強制収容させて、県内から癩を無くそう、というものである。このような状況の下、官民が一体となり患者を摘発し、強制収容するということが行われた。

療

養所における収容にも多くの問題が存在した。患者懲戒検束権といって、各施設内に監房を作り所長の一存で患者を投獄できるように

なっていた。一九三八年には、栗生楽泉園に特別

病室(重監房)という名の牢獄が設置されている。

冬季にはマイナス二〇度という環境になり、また減食という厳罰が行われたりするなど、過酷な条件のため多数の死亡者が続出した。

また、優生保護法が成立する以前であるにもかかわらず、収容所内では、断種墮胎策が取られていた。すなわち、ハンセン病患者の撲滅のために、結婚の条件として、断種及び墮胎を行っていたのである。

戦

後、GHQにより法整備がなされたが、癩予防法は、占領政策に差し障りが無いとして放置され、改正されなかった。これでは戦後、創設された日本国憲法に謳われている「文化的な最低限度の生活」が守られていないとして、一九四七年、重監房の撤廃運動が始まった。

また、一九四九年、アメリカで開発された化学治療薬「プロミン」のための予算を組むことを請求する獲得闘争が行われた。

そして、プロミンの出現により治癒する病となったことを受け、「癩予防法」から「ハンセン病治療法」への改正を求める運動が始まった。作業ストライキや国会前での座り込みが行われたが、その成果は一九五三年に「癩予防法」が「らい予防法」に名称が変更しただけで、強制隔離政策など

の問題点はそのまま踏襲されることとなった。らしい予防法が廃止されたのは、このときから四三年後の一九九六年のことである。

一 九九八年、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴され、二〇〇一年五月

二日に、原告全面勝訴の判決が下された。その後、国との間で被害の回復のための基本合意書が交わされたが、いまだに被害の回復がなされていないのが実情である。

熊本地裁の全面勝訴を受けて、一般にはそれで解決したと理解している人が多いが、公務員の経



講 演・質疑応答を通じて、ハンセン病の歴史が長期にわたる権利獲得闘争であったことをあ

費削減にともない療養所の介護員等が減らされ、また非正規職員も増えるなど、十分な生活環境が整えられているとは言えない。このような状況では、強制収容によって被った、人生そのものに対する被害の回復がなされたとはいえないと、笹さんは強い口調で訴えていた。

病

気が治った患者が入所しているのは、強制収容によって故郷との関係が断絶してしまったり、国の患者撲滅政策による強制労働が病気を悪化させた結果、社会復帰の妨げになるほど後遺症が悪化したことなどによる。

このような患者の高齢化が進んでおり、例えば栗生楽泉園入所者の平均年齢は約八四歳である。

今後は重監房の再現、療養所の土地の活用などを通じて、患者が生きてきた証を打ち立てたいという言葉で講演を締めくくった。

らためて認識した。

運動のきっかけは、熊本の一患者が弁護士会に宛てて手紙を書いたことだという。その後、原告の拡充が重要課題となったが、国を訴えるなんてとんでもないと思う者や、家族に迷惑がかかると思ひ原告になることを恐る者が多くいて、患者同士の意見の対立もあった。国家賠償訴訟の弁護士に入っていた上野格会員は、弁護士が毎週泊まり込みで患者の説得に行っていたと話した。

原告を番号で呼んでもらい、委任状を金庫にしまつてもらうなど、原告の身元がわからないようにする工夫と、療養所によっては、弁護士の来所が禁止されるほどの熱意をもって原告拡充に取り組んだ結果、東京地裁では二名だった原告が、最終的には約二三〇〇名にまでなり、国の「一部の人以上は満足している」という主張を崩すことになった。

このような裁判や運動の過程で、笹さんは、弁護士が人権について熱く語ることに啓発されたことである。

笹さんが話した「弁護士は社会の医師、人権の医師」という言葉が、人権活動に対する使命感をあらためて感じさせるものであり、大変印象的であった。

(文責・堀江哲史)

「復興く法律家は何をすべきか」 第五回人権研究交流集会

宮城
阿部
潔

青年法律家協会弁護士学者合同部会では、二〇一四年三月二日から三日にかけて、宮城県において、「復興く法律家は何をすべきか」を全大会のテーマとして開催しようと考えております。

実行委員長は菊地修会員(宮城)、本部からは上野格会員(東京)を事務局長に、現地事務局長は不肖ながら私が務めさせていただきます。現地

では多くの若手の協力も得て、昨年末から仙台市で月一回程度の会議を行い、議論を積み重ねています。三月に草津で行われた常任委員会においても、時間をとっていただき、実行委員会を開催させていただきました。

開催地は、石巻市を検討しております。ご存知のとおり、石巻市は東日本大震災により極めて悲

○分科会を募集します！

第五回人権研究交流集会

二〇一四年三月二日(金)・三日(土)

石巻市開催予定

全体会「復興く法律家は何をすべきか」(仮題)

分科会申し込みの締め切り 七月末日

惨な被害を受けた場所です。おなじ宮城県でも、県庁所在地である仙台市の中心部においては、現在、損壊した建物の解体が続いているところはあるものの、

表面的には震災以前、もしくはと震災前よりも整備されているような印象を

受けられるでしょう。いわゆる「復興バブル」により、賑わいを感じられる方もおられるかもしれませんが、

しかし宮城県の沿岸地域は、建築制限がなされているということもありますが、現在なお震災直後と同様の風景が広がっている部分もあり、一年後の人権集会のときまでに回復できているかはなおわかりません。

「復興」がいわれておりますが、現在もなお多くの人々が厳しい状況におかれていることを、現地において、集会参加者のみなさまにも考えて、感じていただきたいと思えます。会場確保の都合もあり、石巻市での開催はまだ流動的ですが、ぜひ同市での開催を実現したいと考えております。

全体会は、パネルディスカッションを中心としたものと考えております。もともと、基調講演

とパネルディスカッションの組み合わせとするか、複数のパネルディスカッションを行ったほうがよい

第一五回

人権研究交流集会

いか、あるいはそれ以外のものがよいかについて、引き続き実行委員会などで議論をしていきたいと思えます。

もちろん、多彩な分科会も開催される予定です。分科会を目的に参加いただくのも結構です

し、会員のみなさんが興味あるテーマについて、ぜひとも自ら分科会を充実した人権研究交流集会の実現のため、ぜひみなさまの建設的なご意見を、そしてなによりも、人権研究交流集会への参加をお願いいたします。

青法協弁学合同部会◎議長声明

大阪市立桜宮高校での痛ましい体罰・自殺事件をうけて、今こそ真摯な反省と再発防止を

児童生徒が尊重され、体罰のない学校づくりを求める議長声明

――すでに苦しんでいる生徒をさらに苦しめるのではなく、合意形成による学校再生を――

1 体罰には教育的効果はなく、教育と相容れない

体罰は、直ちに学校現場から一掃されなければならない。

一度ふるわれた体罰は、児童生徒の心身に深い傷を与えてしまう。屈辱感あるいは教師への反発心を募らせて不信感を助長させるとともに、直面する課題を恐怖と抑圧によって潜在化させてその解決を困難にしてしまう。さらには、将来を担う児童生徒に対して暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けてしまう。このような体罰に「教育的効果」はな

い。

また、成績評価の権限をもち絶対的優位にたつ教師による体罰は、児童生徒への重大な人格権侵害となる。その自主性を抑圧して服従を強いるとともに、

教育現場における児童生徒の自主的かつ自由な活動や意思表示を困難にする。教師と児童生徒との人格的ふれあいを通じて心身の成長発達を促すという教育本来の営みとは、本質的に相容れない。

体罰をふるった桜宮高校の教師には、厳しい批判と適正な処分がなされるべきである。それと同時に、後で述べるとおり真相解明と再発防止のための確

な取り組みが進められなければならない。

2 法律・条約は、体罰を絶対的に禁止している

上記の問題点があるので、学校教育法二一条は体罰を絶対的に禁止している。現行法においては「許される体罰」は存在しないのである。

この体罰禁止条項については、次のように指摘する裁判例がある。「戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な議論の芽が摘

み取られていたのであり、その反省として、昭和二二年に制定された右学校教育法により、教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である」(東京地裁・平成八年九月一七日判決)。こうした歴史的経緯への認識が深められなければならない。

日本も批准している子どもの権利条約一九条一項は、締結国の義務として、「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」ことを定めている。体罰が許されないことは国際常識であり、体罰から児童生徒を保護することは国家の義務とされているのである。

3 生徒が自殺した場合、精神的ケアに配慮

した慎重な調査が求められる

法律による絶対禁止にもかかわらず、学校現場での体罰事件は後を絶たない。二〇一一年度中に体罰により処分された教師は全国で四〇四人にのぼったが、これは氷山の一角である。体罰は桜宮高校だけの特殊事象でなくあらゆる学校現場に横行しており、早急な解決が求められる。

体罰を受けた生徒が自殺した場合には、緊急に事実調査と再発防止策の検討をするべきである。背景

事情を含めた綿密な調査をするためには、中立・公平な立場にある医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会が早期に設置されるべきである(文部科学省通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」二〇一二年六月一日)。

また、調査の実施にあたっては、すでに精神的ショックを受けている児童生徒や遺族の精神的ケアにも慎重な配慮がなされなければならない。

ところが、次にみるように、これらの対応策が十分に取られているとは言い難い状況がある。

4 一方的な命令による拙速な対応は、生徒・受

験生を苦しめる―教育への政治介入ではなく、合意形成による学校再生を

桜宮高校の生徒が自殺したことを受けて、大阪市の橋下市長は、「体罰を止められないのは、生徒や保護者の問題でもある」(二月一七日)などと述べ、体罰事件の責任は保護者や生徒にもあるという言動を繰り返した。そして、部活動の停止や体育科入試の中止を教育委員会に強く求めるとともに、市長に従わない場合は同校に関する予算執行を停止すると述べた。

こうした言動は、同窓生の自殺という事態に直面して悲しみ傷ついた生徒をさらに苦しめる仕打ちである。生徒の精神的ケアが求められているのに、橋下市長の言動はそれに逆行するものである。

また、市長の要求は、体罰への責任を負わない生

徒や受験生にまで制裁や不利益を課すに等しいものである。一方的かつ強圧的な言動という点で体罰と根は同じであり、およそ教育の場に相応しくない。

その一方で、専門家らを含む公平中立の調査委員会による調査は、今日まで進められていない。市長が任命した弁護士による調査チームは存在するようであるが、その人選や調査内容は非公表・不透明であるうえ、教育や精神医療に関する知見を有する専門家は含まれていない。

また、在校生に対する精神的ケアについては、一名のスクールカウンセラーが同校を週一〜二回訪問する以外には、何ら具体策は講じられていない。

念のため付言するが、そもそも市長には部活動停止や入試中止の指示や決定をする権限はない。政治家による教育介入を防止する見地から、地方教育行政組織法二三条・二四条により首長の権限は制約されている。橋下市長の言動は、実質的に教育委員会に圧力を加えて、教育現場に対して直接に政治介入をしようとするものであり、教育基本法一六条一項教育への不当な支配の排除に違反する。橋下市長の「迅速な対応」が大きく報道されているが、その実態は、およそ真の問題解決から程遠いものであり、そこには教育への政治介入の実績づくりという狙いが垣間みえる。

今回の痛ましい事件を受けて真に学校を再生するためには、生徒や保護者を含めた率直な意見交換や討論を深めて、一歩ずつ合意形成を図っていくことが

必要である。

5 体罰の温床を除去することこそ真の解決

—競争や体罰を推奨してきた責任が問われている

生徒に体罰を加えて自殺にまで追い込んだ教師に対する厳しい批判と処分は免れない。また、仮に体罰を黙認してきた関係者がいるならば、そこにも厳しい非難が加えられるのは当然である。

それと同時に、本件を桜宮高校だけの特殊事情として捉えたり、上意下達型の命令や処分だけで解決を図ろうとするのは誤りである。

昨年成立した大阪市立学校活性化条例および教育行政基本条例により、教師は徹底した管理統制と勤務評価の競争に晒されている。このことが教師を競争至上主義の姿勢に立たせてしまい、即座に結果を出さうとするあまりに教師が体罰に訴えてしまう。また、生徒や保護者とじっくり向き合う余裕が失われて連携や団結が弱められていることが体罰の早期発見と解決の障害となっている。

大阪維新の会が二〇一二年に大阪府議会へ提出した「教育基本条例案」には、教師が児童生徒に対して有形力行使してよいとする条項があった。これは市民からの批判を受けて成立に至らなかったが、それと前後して橋下氏（当時は大阪府知事）は体罰や暴力を肯定する発言を繰り返してきた。一例として、二〇〇八年一月二六日に、橋下氏は「口で言っただけ聞かないな

ら手を出さないとしようがない」、「体罰という言葉にとらわれる必要はない」と述べて体罰を否認した。

こうした言動や教育政策こそ、真摯に反省され撤回されなければならない。

いま求められているのは、「特色ある学校づくり」の名の下に、試合成績や点数による競争に追い立てて学校や教師を序列化することではない。どの学校においても一人一人の児童生徒の人格が尊重され、自主性や個性が発揮できる体制が築かれなければならない。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、児



編集後記

▼三月八日～九日にかけて、佐賀県へ出張した。丁度、中国からのPM2.5が環境基準を超えるとの予測が発表され、同時に、黄砂の本格的な飛来も見込まれるとの報道がなされていた。これらは、花粉症や喘息を発生・悪化させるとの指摘がなされている。小児喘息を患ったことがある身には、リスクが高い。▼かといって出張を取り止められないのが辛いところである。佐賀空港に降り立つと、空は灰色で霞んでいた。市内まで乗ったバスを降りて少し歩いたら目がゴロゴロし始めた。花粉症は

児童生徒の「教育を受ける権利」（憲法二六条）を擁護し発展させる立場から、すべての教育関係者が体罰を根絶するために真剣な努力を払うことを求めるとともに、橋下市長による教育への政治介入の動きに対して強く抗議するものである。

二〇一三年二月二〇日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 原 和 良

未発症であるので、黄砂のせいであろう。住宅街では、外に洗濯物や布団を干している家は見当たらなかった。▼PM2.5は大気汚染訴訟でその健康被害について争われ、被害者側は一定の勝利を収めている。今後は中国が相手かな等と思っていたら、タバコによるPM2.5が問題だとの報道もされ、PM2.5をめぐっては複雑な様相にある。▼いずれにしても、クリーンな空気を保つための努力がなされないと、近未来映画にあるように鼻に空気清浄フィルターを付けなければならなくなる日が来るかも知れない。

（高木宏行）